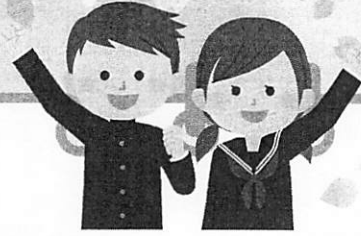


高校・大学・専門学校等へ進学を希望する学生・保護者の皆様へ

社協の貸付制度『生活福祉資金(教育支援資金)』

社会福祉協議会では、高校・大学・専門学校等への進学を応援するための支援として、入学・修学のために必要な費用の貸付を行っています。



ご利用いただける世帯

宮崎市内にお住まいで、世帯の収入がおおむね県・市町村民税非課税程度の世帯

貸付が利用できるかどうかは、世帯の状況(収入、就労、負債など)を詳しくお聞きしてから判断することになりますので、まずご相談下さい。

対象となる費用

- ① 入学時に必要となる経費(入学金、教科書・参考書等、制服、パソコン、アパート等の初期費用 など)
- ② 修学のために必要となる経費(授業料、学校納入諸経費、通学のための交通費、アパート等の家賃 など)

申込者等

就学する方(お子さま)が「借受人」、保護者等のうち、生計中心者が「連帯借受人」になります。世帯の収入、負債等の状況によっては、「連帯保証人」(別生計・別世帯)が必要となる場合があります。

貸付限度額

学校種別によって限度額が異なります。

日本学生支援機構奨学金など他の制度の利用が優先されるため、本資金の申請時に他の奨学金などを申し込んでおく必要があります。それでも不足する場合には審査の上、貸付を行います。

償還(返済)期間

金額により4~20年以内(卒業後6ヶ月以内は据置期間)

◎問合せ先 宮崎市社会福祉協議会
(担当:福祉課 在宅福祉第一係)

※旧町域(佐土原・田野・高岡・清武)は市社協の各支所が担当窓口になります。

貸付のご相談から交付までは、県社協による審査もあるためお時間がかかります。入学が決まってからあわてないように、お早目のご相談をお願いします!



「平日は相談する時間が取れない…」という方へ

電話相談会のお知らせ

下記日程で担当職員が教育支援資金についてのご相談をお受けします。相談を希望される方は、お電話にてご相談下さい。

日時 令和6年11月16日(土)・17日(日) 9:00~16:00

電話 (0985) 52-5131 【担当】福祉課 在宅福祉第一係

進学したい学校はあるけど、費用が準備できない…

どんな手続きが必要なのか知りたい…

